

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6436130号
(P6436130)

(45) 発行日 平成30年12月12日(2018.12.12)

(24) 登録日 平成30年11月22日(2018.11.22)

(51) Int.Cl. F 1
E O 4 H 1/02 (2006.01) E O 4 H 1/02

請求項の数 3 (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2016-91402 (P2016-91402)	(73) 特許権者	000198787 積水ハウス株式会社
(22) 出願日	平成28年4月28日 (2016. 4. 28)		大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号
(65) 公開番号	特開2017-198024 (P2017-198024A)	(74) 代理人	110000947 特許業務法人あーく特許事務所
(43) 公開日	平成29年11月2日 (2017. 11. 2)	(72) 発明者	仲野 成彦 大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社内
審査請求日	平成28年6月22日 (2016. 6. 22)	(72) 発明者	宮地 宏和 大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社内
		(72) 発明者	橋本 大 大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 住宅

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一の居室の屋外側に、外部床と軒天井とを備えた半屋外空間が設けられ、前記居室内空間と前記半屋外空間とが窓を介して連通される住宅において、

前記居室における最も壁長の大きい壁面に、採光および通風を可能とする第1の窓が設けられ、

前記壁面に相対する壁面に、採光および通風を可能とする第2の窓が設けられ、

前記第1の窓は、前記第2の窓との対向間隔以上の開口幅を有し、

前記第1の窓と前記第2の窓とが、各壁面の壁長の1/2以上にわたる開口幅をもって互いに正対するように配置され、

前記第1の窓は、該居室の天井高一杯にわたって開口し、その開口面には少なくとも1か所の開閉可能な出入口が設けられるとともに、

前記第2の窓は、少なくともその下縁が該居室の床面と揃う地窓か、またはその上縁が該居室の天井面と揃う高窓か、または該居室の天井高一杯にわたって開口する窓か、あるいはそれらを組み合わせた形態の窓のいずれかとなされ、

前記第1の窓および第2の窓の屋外側には、該居室の床面と同じ高さで連続する外部床と、該居室の天井面と同じ高さで連続する軒天井とが、少なくとも前記各窓の開口幅全体にわたって延設され、

前記外部床の、前記各窓の開口面に直交する方向の張出寸法が、該居室の天井高の0.8倍以上であり、

前記軒天井の、前記各窓の開口面に直交する方向の張出寸法が、該居室の天井高の0.6倍以上であり、

前記居室が、上下2階層に重なるように設けられ、

前記上下それぞれの居室における前記第1の窓の開口面が、同じ向きに配置され、

前記上下に重なる居室の、前記第1の窓および前記第2の窓が設けられていない壁面の中間部分に、平面視略矩形をなす箱状構造体が、前記上下に重なる居室の室内外にまたがって、両居室を上下方向に貫通するように設置された

ことを特徴とする住宅。

【請求項2】

少なくとも一の居室の屋外側に、外部床と軒天井とを備えた半屋外空間が設けられ、前記居室内空間と前記半屋外空間とが窓を介して連通される住宅において、

前記居室の出隅を形成する二つの壁面のうち壁長の大きい一方の壁面に、採光および通風を可能とする第1の窓が設けられ、

前記一方の壁面に直交する他方の壁面に、採光および通風を可能とする第2の窓が設けられ、

前記第1の窓は、前記他方の壁面の壁長以上の開口幅を有し、

前記第1の窓と前記第2の窓とが、各壁面の壁長の1/2以上にわたる開口幅をもって平面視L字形に連続するように配置され、

前記第1の窓は、該居室の天井高一杯にわたって開口し、その開口面には少なくとも1か所の開閉可能な出入口が設けられるとともに、

前記第2の窓は、少なくともその下縁が該居室の床面と揃う地窓か、またはその上縁が該居室の天井面と揃う高窓か、または該居室の天井高一杯にわたって開口する窓か、あるいはそれらを組み合わせた形態の窓のいずれかとなされ、

前記第1の窓および第2の窓の屋外側には、該居室の床面と同じ高さで連続する外部床と、該居室の天井面と同じ高さで連続する軒天井とが、少なくとも前記各窓の開口幅全体にわたって延設され、

前記外部床の、前記各窓の開口面に直交する方向の張出寸法が、該居室の天井高の0.8倍以上であり、

前記軒天井の、前記各窓の開口面に直交する方向の張出寸法が、該居室の天井高の0.6倍以上であり、

前記居室が、上下2階層に重なるように設けられ、

前記上下それぞれの居室における前記第1の窓の開口面が、同じ向きに配置され、

前記上下に重なる居室の、前記第1の窓および前記第2の窓が設けられていない壁面の中間部分に、平面視略矩形をなす箱状構造体が、前記上下に重なる居室の室内外にまたがって、両居室を上下方向に貫通するように設置された

ことを特徴とする住宅。

【請求項3】

請求項1または2に記載された住宅において、

前記箱状構造体の外周面に、互いに直交する二方向の耐力壁が配置された

ことを特徴とする住宅。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、居室の外側に、外部床と軒天井とを備える半屋外空間が設けられた住宅に関する。

【背景技術】

【0002】

リビングルーム、客間、和室といった、くつろぎ感を重視する居室では、その屋外側にテラスやロジア等の半屋外空間を設け、該居室内空間と半屋外空間との間に入り可能な窓を設けて両空間を連続させることにより、明るく開放的で自然の変化を体感し易い雰囲気

10

20

30

40

50

気を創出することがよく行われる。そのような居室では、屋内外の空間の連続性を高めるため、床面に段差を生じさせない大開口の連窓サッシが設置されることも多い。

【0003】

本出願人は、その種の居室において、窓付近と、窓から離れた居室の奥側とでは、半屋外空間に連続することで居住者が感じる心地よさの程度に差があることに着目し、居住者が心地よさを感じる領域を窓から離れた居室の奥側まで効果的に拡張することのできる空間構成を、特許文献1、2等において提案している。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2012-1891号公報

【特許文献2】特開2012-1892号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、前記従来空間構成は、基本的に、居室内空間と半屋外空間とを連続させる窓開口が、居室の一つの壁面にのみ設けられるものとして構成されている。この場合、居室内にいる居住者にとって、半屋外空間への連続性を感じることが出来るのは、窓開口のある単一方向に限定されてしまう。

【0006】

近年、特に、敷地面積に比較的余裕がある高級グレードの戸建て住宅等においては、より開放的で、自然の中にいるような安らぎを感じることができ、その雰囲気の中でゆったりと流れる時間を優雅に過ごせるような空間が求められる傾向にある。そこで、本発明は、居室内空間から半屋外空間へとつながる連続性が、単一方向ではなく多方向に向けて、より変化に富むかたちで創出され、居室内の広い範囲で、ゆったりとした心地よさや開放感を得ることのできる住宅の空間構成を提案するものである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

前述の目的を達成するために、本発明の住宅が採用した第1の構成は、少なくとも一の居室の屋外側に、外部床と軒天井とを備えた半屋外空間が設けられ、前記居室内空間と前記半屋外空間とが窓を介して連通される住宅において、前記居室における最も壁長の大きい壁面に、採光および通風を可能とする第1の窓が設けられ、前記壁面に相対する壁面に、採光および通風を可能とする第2の窓が設けられ、前記第1の窓は、前記第2の窓との対向間隔以上の開口幅を有し、前記第1の窓と前記第2の窓とが、各壁面の壁長の1/2以上にわたる開口幅をもって互いに正対するように配置され、前記第1の窓は、該居室の天井高一杯にわたって開口し、その開口面には少なくとも1か所の開閉可能な出入口が設けられるとともに、前記第2の窓は、少なくともその下縁が該居室の床面と揃う地窓か、またはその上縁が該居室の天井面と揃う高窓か、または該居室の天井高一杯にわたって開口する窓か、あるいはそれらを組み合わせた形態の窓のいずれかとなされ、前記第1の窓および第2の窓の屋外側には、該居室の床面と同じ高さで連続する外部床と、該居室の天井面と同じ高さで連続する軒天井とが、少なくとも前記各窓の開口幅全体にわたって延設され、前記外部床の、前記各窓の開口面に直交する方向の張出寸法が、該居室の天井高の0.8倍以上であり、前記軒天井の、前記各窓の開口面に直交する方向の張出寸法が、該居室の天井高の0.6倍以上であり、前記居室が、上下2階層に重なるように設けられ、前記上下それぞれの居室における前記第1の窓の開口面が、同じ向きに配置され、前記上下に重なる居室の、前記第1の窓および前記第2の窓が設けられていない壁面の中間部分に、平面視略矩形をなす箱状構造体が、前記上下に重なる居室の室内外にまたがって、両居室を上下方向に貫通するように設置されたことを特徴とする。

【0009】

また、前述の目的を達成するために、本発明の住宅が採用した第2の構成は、少なくと

も一の居室の屋外側に、外部床と軒天井とを備えた半屋外空間が設けられ、前記居室内空間と前記半屋外空間とが窓を介して連通される住宅において、前記居室の出隅を形成する二つの壁面のうち壁長の大きい一方の壁面に、採光および通風を可能とする第1の窓が設けられ、前記一方の壁面に直交する他方の壁面に、採光および通風を可能とする第2の窓が設けられ、前記第1の窓は、前記他方の壁面の壁長以上の開口幅を有し、前記第1の窓と前記第2の窓とが、各壁面の壁長の1/2以上にわたる開口幅をもって平面視L字形に連続するように配置され、前記第1の窓は、該居室の天井高一杯にわたって開口し、その開口面には少なくとも1か所の開閉可能な出入口が設けられるとともに、前記第2の窓は、少なくともその下縁が該居室の床面と揃う地窓か、またはその上縁が該居室の天井面と揃う高窓か、または該居室の天井高一杯にわたって開口する窓か、あるいはそれらを組み合わせた形態の窓のいずれかとなされ、前記第1の窓および第2の窓の屋外側には、該居室の床面と同じ高さで連続する外部床と、該居室の天井面と同じ高さで連続する軒天井とが、少なくとも前記各窓の開口幅全体にわたって延設され、前記外部床の、前記各窓の開口面に直交する方向の張出寸法が、該居室の天井高の0.8倍以上であり、前記軒天井の、前記各窓の開口面に直交する方向の張出寸法が、該居室の天井高の0.6倍以上であり、前記居室が、上下2階層に重なるように設けられ、前記上下それぞれの居室における前記第1の窓の開口面が、同じ向きに配置され、前記上下に重なる居室の、前記第1の窓および前記第2の窓が設けられていない壁面の中間部分に、平面視略矩形をなす箱状構造体が、前記上下に重なる居室の室内外にまたがって、両居室を上下方向に貫通するように設置されたことを特徴とする。

10

20

【0014】

さらに、前記箱状構造体は、その外周面に、互いに直交する二方向（天井高一杯にわたって開口する窓と平行および直交する方向）の耐力壁が配置されたものとする、より好ましい。

【発明の効果】

【0015】

前述のように構成される本発明の住宅は、互いに反対向きまたは直交する二方向に屋内外の連続性を感じることのできる居室を具備する。その居室内空間には、二つの窓から変化に富む外光が採り込まれ、窓の一部を開放すれば心地よい風が室内を横断的に通り抜ける。室内の床面および天井面と高さを揃え、室内の天井高に応じた十分な張出寸法をもって屋外側に延設された半屋外空間は、適度なプライバシー性を保ちつつ、その居室に水平方向の空間的な拡がり感を付与する。このような半屋外空間と一体化された居室内空間は、屋内外の境目が曖昧で、水平方向の連続性、透過性、透明感等が強調された開放的な雰囲気を出す。

30

【0016】

かかる居室が上下2階層に重なるように設けられて、各居室の第1の窓およびその屋外側に延設される半屋外空間が同じ向きに配置された場合には、屋内外の水平方向の連続性や透過性が住宅の上下階で共有され、住宅内に一体的な開放感が醸成されることとなる。

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】本発明の基本的構成を説明するための断面概念図である。

【図2】本発明の基本的構成を説明するための平面概念図である。

【図3】本発明の第1実施形態に係る住宅の配置図兼1階平面図である。

【図4】前記住宅の2階平面図である。

【図5】前記住宅の正面外観透視図である。

【図6】前記住宅の1階に設けられたリビングルームの内観透視図である。

【図7】前記住宅の2階に設けられた主寝室の内観透視図である。

【図8】本発明の第2実施形態に係る住宅の配置図兼1階平面図である。

【図9】前記住宅の2階平面図である。

【図10】前記住宅の正面外観透視図である。

40

50

【発明を実施するための形態】

【0018】

(発明の基本概念)

図1および図2は、本発明の基本的構成を説明するための概念図である。本発明に係る住宅とは、少なくとも一つの居室Rが以下の構成を具備するものとして特定される。図1の概念図では、当該構成を具備する居室Rが1階および2階に重なって配置されている。(1)居室Rを囲む二つの壁面に、採光および通風を可能とする窓W1、W2が設けられる。ここで、「通風を可能とする」とは、少なくとも窓W1、W2の一部が開閉できることを意味する。

(2)二つの窓W1、W2は、図2(a)のように互いに正対するか、または図2(b)のように出隅にそって平面視L字形に連続するように配置される。

(3)正対、L字いずれの配置形態においても、二つの窓W1、W2は、それぞれが配置される壁面の壁長の1/2以上にわたる開口幅を有する。正対の場合は、互いに正対する窓W1、W2の幅が、各壁面の壁長の1/2以上になることとする。

(4)二つの窓W1、W2のうち少なくとも一方の窓(より好ましくは、壁長の大きいほうの壁面に設けられる窓。以下、「第1の窓(W1)」)は、居室Rの床面Fから天井面Cまでの高さ一杯にわたって開口し、その開口面には少なくとも1か所の開閉可能な出入口Dが設けられる。

(5)第1の窓W1全体の開口幅は、他方の窓(以下、「第2の窓W2」)と正対する場合は、第2の窓W2との対向間隔 l_a 以上であり、第2の窓W2とL字形に連続する場合は、第2の窓W2が配される壁面の壁長 l_b 以上である。

(6)第1の窓W1および第2の窓W2の屋外側には、居室Rの床面Fと同じ高さで連続する外部床Tと、居室Rの天井面Cと同じ高さで連続する軒天井Eと、によって構成される半屋外空間Sが、少なくとも第1の窓W1および第2の窓W2の開口幅全体にわたって延設される。

(7)外部床Tの、第1の窓W1の開口面に直交する方向の張出寸法 l_T は、居室Rの天井高 ch の0.8倍以上であり、軒天井Eの同方向の張出寸法 l_E は、居室Rの天井高 ch の0.6倍以上である。

(8)第2の窓W2は、少なくともその下縁が居室Rの床面Fと揃う地窓か、その上縁が居室Rの天井面Cと揃う高窓か、あるいは居室Rの天井高 ch 一杯にわたって開口する窓か、あるいはそれらを複合的に組み合わせた形態の窓のいずれである。

【0019】

これらの構成を具備することにより、その居室Rは、互いに反対向きまたは直交する二方向に、屋外への連続性を感じることで空間となる。居室R内には、二つの窓W1、W2から変化に富む外光が採り込まれ、窓W1、W2の一部を開放すれば心地よい風が室内を横断的に通り抜ける。室内の床面Fおよび天井面Cと高さを揃え、室内の天井高 ch に応じた十分な張出寸法をもって第1の窓W1の屋外側に延設されたテラスやバルコニー等の半屋外空間Sは、適度なプライバシー性を保ちつつ、その居室Rに空間的な拡がり感を付与する。このような半屋外空間Sと一体化された居室R内の空間は、屋内外の境目が曖昧で、水平方向の透過性や透明感が強調された開放的な雰囲気を出す。

【0020】

さらに、かかる居室R、Rが上下2階層に重なるように設けられて、各居室R、Rの第1の窓W1、W1およびその屋外側に延設される半屋外空間S、Sが同じ向きに配置された場合には、屋外への連続性や透過性が住宅の上下階で共有され、住宅内に一体的な開放感が形成されることとなる。

【0021】

以下、本発明の実施の形態について図を参照して説明する。

【0022】

(第1実施形態)

図3~図7は、本発明の第1実施形態に係る住宅を示す。例示の住宅1Aは、主たる架

10

20

30

40

50

構が木造軸組構法によって構築される2階建ての木造住宅である。この住宅1Aは、都市部郊外に位置する敷地面積500～800m²程度の敷地に建てられることを想定して構成されている。図3の配置図兼1階平面図において、敷地の図中下辺が前面道路に接しており、その他の三辺が隣地に接している。以下、説明の便宜上、図3における図中上方を北と定め、住宅1A内の各部の位置関係を東西南北の方角によって示す。

【0023】

(1階)

1階には、道路側に設けられた玄関から北側に向けて、玄関ホール21、上部が吹抜けになったギャラリーホール22および階段23、短い廊下24、その廊下24と一体化された家事コーナー25、トイレ26、北向きの窓開口を有するダイニングルーム27、東向きの窓開口を有するキッチン28等が配置されている。玄関ホール21の東側には玄関クローゼット29が併設され、さらにその東側に、床の間付きの和室31が配置されている。この和室31は、玄関ホール21から叩き風の土間32を介して連通するとともに、ギャラリーホール22からも前室33を介して連通している。和室31の東面には、大きく開口する窓34が設けられている。さらに、土間の横の板間には南向きに開口する窓35が設けられ、床の間の背面にも北向きに開口する窓36が設けられている。

10

【0024】

玄関ホール21およびギャラリーホール22の西側には、本発明の構成を具備するリビングルーム37が配置されている。このリビングルーム37は、南北方向よりも東西方向が長い略矩形の平面形状をなしており、ギャラリーホール22との間を仕切る間仕切り壁の南側および北側に設けられた2か所の出入口を介して玄関ホール21および廊下に連通している。

20

【0025】

リビングルーム37の西側には、平面視略矩形をなす箱状構造体38が、その略半部をリビングルーム37の西面に食い込ませて、室内外にまたがるように配置されている。この箱状構造体38は、外周の大部分が非開口の壁面となされ、その一部に東西方向および南北方向の耐力壁(図示せず)が組み込まれて2階の高さまで立ち上げられている。箱状構造体38の内部空間のうち、東側は1階と2階とを連通する階段室39になっており、西側は書庫を兼ねた書斎コーナー41になっている。

30

【0026】

リビングルーム37の南面および北面には、それらの壁長の略全体にわたって大きく開口する窓42、43が設けられている。窓42、43は、各面に両隅部を含めて5本ずつ立設された柱によってそれぞれ4か所の開口面に分割されている。それら4か所のうち中間2か所の開口面はガラス嵌め殺し窓となされ、両端2か所の開口面には引違い式の窓サッシが取り付けられて、屋内外の出入りが可能になっている。また、リビングルーム37の西面に食い込んだ箱状構造体38の両側部も、床面から天井高一杯まで開口するガラス嵌め殺し窓となっている。これらの窓の枠部材には、床面および天井面にほとんど段差を生じない、いわゆるフルフラットサッシが用いられている。

【0027】

それらの窓の屋外側には、半屋外空間としてのテラス44、45が設けられている。テラス44、45は、リビングルーム37および箱状構造体38の外周全体を囲むようにして、リビングルーム37および箱状構造体38の南側および北側に大きく延設された外部床46と、その上方に張り出す軒天井47(図6参照)とによって構成されている。外部床46の高さはリビングルーム37の床面と同じ高さに揃えられ、軒天井47の高さはリビングルーム37の天井面と同じ高さに揃えられている。北側および南側の外部床46の、窓の開口面と直交する方向への張出寸法は、リビングルーム37の天井高の0.8倍以上となされ、例示の形態では、リビングルーム37の天井高が約2.6mで、外部床46の張出寸法が約2.5mとなっている。軒天井47は、窓の開口面と直交する方向への張出寸法が、リビングルーム37の天井高の0.6倍以上となされ、例示の形態では約2.7mとなっている。それら半屋外空間のさらに外側は、ボリューム感のある植栽48によ

40

50

って囲まれている。

【 0 0 2 8 】

図 6 は、このリビングルーム 3 7 を間仕切り壁側から西向きに見た内観透視図である。この図から把握されるように、このリビングルーム 3 7 は、室内から屋外へと連続する開放感を、南北二方向（図示左右方向）に感じることでできる空間となっている。室内の床面および天井面と高さを揃え、室内の天井高ほどの張出寸法をもって南北両側に延設されたテラス 4 4 は、このリビングルーム 3 7 の短辺方向に、長辺方向にも勝る空間的な拡がり感を付与する。

【 0 0 2 9 】

互いに対面して大きく開口した窓からは、南北両側の陰影に富んだ外光が室内に取り込まれ、その窓の一部を開放することによって心地よい風が室内を横断的に通り抜ける。例示形態では、リビングルーム 3 7 の室内の窓際部分の床仕上材と外部床 4 6 の床仕上材とが同一または同じ質感の材料で揃えられとともに、リビングルーム 3 7 の室内の天井仕上材と軒天井 4 7 の仕上材も、同一または同じ質感の材料で揃えられている。これらの構成により、屋内外の境目が曖昧で、特に水平方向の連続性、透明感、透過感等を強く感じさせる雰囲気室内全体に創出される。

【 0 0 3 0 】

また、西面に食い込むように配置された箱状構造体 3 8 の、開口のない壁面は、外周の大部分がガラスによって囲まれた開放的な居室の中央に重厚感を付与する構造的なアクセントとなる。さらに、この壁面によって西向きの視線が遮られることで、南北方向への連続性がより強調されるとともに、この壁面に沿って、室内の中央付近に落ち着きのあるスペースが形成される。例示形態では、この住宅 1 A の外壁の主要部分に張設されている外壁仕上材が、この箱状構造体 3 8 の外周面にも、屋内外にまたがって張設されている。それによって屋内外の境目がさらに曖昧になり、屋外空間との一体感が、より引き立てられる。

【 0 0 3 1 】

（ 2 階 ）

階段 2 3 から 2 階に上がると、図 4 に示すように、吹抜けを廻るように設けられたギャラリーホール 5 1 から廊下 5 2 を経由して、東側の子供室 5 3、北側の S P A ルーム 5 4、西側の主寝室 5 5 へとそれぞれ通じている。子供室にはウォーク・イン・クローゼット 5 6 が併設され、窓開口は南向きに設けられている。S P A ルームには、浴室 5 7、トイレ 5 8、洗面・洗濯コーナー 5 9 等が配置され、窓開口は北向きおよび東向きに設けられている。

【 0 0 3 2 】

主寝室 5 5 は、1 階のリビングルーム 3 7 の上方に重なるように配置されている。主寝室 5 5 の南面および北面は、1 階のリビングルーム 3 7 の南面および北面の直上に位置しており、各面にはそれらの壁長の略全体にわたって開口する窓 6 1、6 2 が設けられている。主寝室 5 5 の西側には、1 階から立ち上がる箱状構造体 3 8 の略半部が食い込み、その内部に設けられた階段室 3 9 と主寝室 5 5 とが、箱状構造体 3 8 の東側壁面に沿って設けられた独立壁 6 3 によって仕切られている。箱状構造体 3 8 の内部空間の西側には、ウォーク・イン・クローゼット 6 4 が設けられている。

【 0 0 3 3 】

主寝室 5 5 の南面の窓 6 1 は、床面から天井面の高さまで大きく開口し、隅部を含む 3 本の柱によって 3 か所の開口面に分割されている。それら 3 か所のうち中央および東側の 2 か所の開口面はガラス嵌め殺し窓となされ、西側 1 か所の開口面には引違い式の窓サッシが取り付けられて、屋内外の出入りが可能になっている。

【 0 0 3 4 】

主寝室 5 5 の北面の窓 6 2 は、南面とは異なり、壁上部から天井面までの数十 c m の高さで開口する高窓となっている。この高窓も、隅部を含む 3 本の柱によって 3 か所の開口面に分割されており、中央および東側の 2 か所の開口面はガラス嵌め殺し窓、西側の開口

10

20

30

40

50

面は開閉可能な引違い窓となっている。主寝室 55 の西面の、箱状構造体 38 によって分断された両側部も、北面と同様の高窓となっている。

【 0 0 3 5 】

この主寝室 55 には、南側に半屋外空間としてのバルコニー 66 が設けられている。このバルコニー 66 は、主寝室 55 の南面全体および箱状構造体 38 の南面の一部から南側に大きく延設された外部床 67 と、その上方に張り出す軒天井 68 とによって構成されている。外部床 67 の高さは主寝室 55 の床面と同じ高さに揃えられ、軒天井 68 の高さは主寝室 55 の天井面と同じ高さに揃えられている。外部床 67 の、南側への張出寸法は、主寝室 55 の天井高の 0.8 倍以上となされ、例示の形態では、主寝室 55 の天井高が、勾配のない低い部分で約 2.5 m、外部床 67 の張出寸法が約 2.0 m となっている。軒天井 68 は、南側への張出寸法が主寝室 55 の天井高の 0.6 倍以上となされ、例示の形態では約 2.0 m となっている。

10

【 0 0 3 6 】

バルコニー 66 の外周縁近傍には、腰壁（手摺壁）69 が設けられている。この腰壁 69 は、横長の断面形状を有する目隠しルーバーを複数本、適宜間隔で水平方向に配して構成されている。このような腰壁 69 を設けることにより、屋外の斜め下方からの視線を遮って、プライバシーを適度に保持しつつ、水平方向の光や風を主寝室 55 の室内に取り込むことができる。

【 0 0 3 7 】

図 7 は、この主寝室 55 を廊下との出入口付近から西向きに見た内観透視図である。この主寝室 55 は、1 階のリビングルーム 37 よりもプライバシーを確保しやすいように、天井高一杯までの窓 61 を南面にしか設けていない。しかし、北面にも、その壁長の略全体にわたって、上縁を天井面に揃えた窓（高窓）62 を設けている。この窓 62 は、室内に柔らかい天空光を採り込んだり、ベッドから夜空を見たりすることを可能にし、窓の一部を開放すれば天井面に沿って風が横断的に通り抜ける。このようにして、室内から屋外への連続性が対面二方向に創出されることにより、この北面に窓がない、あるいは小さい窓しかない場合に比べると、はるかに心地よく開放感に富んだ雰囲気形成することができる。

20

【 0 0 3 8 】

また、西側の箱状構造体 38 との間に立設された仕切り壁 63 は、1 階のリビングルーム 37 に立設された壁面と同様に、主寝室 55 の中央に重厚感を付与する構造的なアクセントとなって、ベッドを寄り添わせるのに適した落ち着き感を生み出すとともに、南北方向への連続性を強調する作用をなす。さらに、箱状構造体 38 に組み込まれた耐力壁は、大きな窓開口によって囲まれた 1 階および 2 階の建物架構を構造的に強化する作用もなす。

30

【 0 0 3 9 】

（第 2 実施形態）

図 8 ~ 図 10 は、本発明の第 2 実施形態に係る住宅 1B を示す。例示の住宅 1B も、主たる架構が木造軸組構法によって構築される 2 階建ての木造住宅であるが、敷地面積および建物の延床面積は、第 1 実施形態に係る住宅 1A よりもやや小さめに設定されている。図 8 の配置図兼 1 階平面図において、敷地の図中下辺が前面道路に接しており、その他の三辺が隣地に接している。この実施形態についても、図 8 の図中上方を北と定め、住宅 1B 内の各部の位置関係を東西南北の方角によって示す。

40

【 0 0 4 0 】

（1 階）

1 階は、ガレージ 71 の脇から南北方向に通り抜け可能に設けられた通り庭 72 を挟んで、東側部分と西側部分とに分かれている。東側部分は、通り庭 72 に沿って設けられた南北方向に細長い玄関ホール 73、玄関ホール 73 の中央部分および南端部分に連通するリビングルーム 74、玄関ホール 73 の北端に併設された玄関クロゼット 75、玄関ホール 73 の北端部分から短い廊下 76 を介して連通する廊下収納 77、ダイニングキッチン

50

ン78、洗面・トイレ79、ダイニングキッチン78とリビングルーム74との間に配置された階段室81等によって構成されている。

【0041】

西側部分には、和室82が、通り庭72から直接出入できるように配置されている。和室82の西側には2階に通じる階段83が設けられ、和室82の北側にはウッドデッキ84が設けられている。

【0042】

この1階において、本発明の構成を具備するのは、南東部分のリビングルーム74である。リビングルーム74は、南北方向よりも東西方向が長い略矩形の平面形状をなしている。その南西角部には、玄関ホール73の土間から同じ高さで連続するリビング土間85が設けられている。このリビング土間85は、その中間付近に形成された若干の段差を介してリビングルーム74の上床面と同レベルに連続し、リビングルーム74内に一体的に取り込まれた空間となっている。

10

【0043】

リビングルーム74の南面には、床面から天井面まで大きく開口する窓86が設けられている。南面の窓は、その壁長の約9割の範囲にわたって設けられ、柱によって4か所の開口面に分割されている。それらの開口面には、引違い式の窓サッシが取り付けられて、屋内外の出入りが可能になっている。

【0044】

この窓86の南側には、半屋外空間としてのテラス87が設けられている。テラス87は、リビングルーム74の南面の全長にわたって南側に延設された外部床88と、その上方に張り出す軒天井89とによって構成されている。ただし、テラス87の西寄りの一部は、窓開口のないL字形の壁によって西面と南面の2面が囲まれた、やや閉鎖的なアルコーブ91となっている。

20

【0045】

テラス87の外部床88の高さは、リビングルーム74の床面と同じ高さに揃えられている。外部床88の張出寸法は、リビングルーム74の天井高の0.8倍以上となされ、例示の形態ではリビングルーム74の天井高が約2.6m、外部床88のアルコーブ以外の部分の張出寸法が約3.2mとなっている。

【0046】

テラス87の軒天井89の高さは、リビングルーム74の天井面と同じ高さに揃えられている。軒天井89の張出寸法は、リビングルーム74の天井高の0.6倍以上となされ、例示の形態では約2.0mとなっている。それら半屋外空間のさらに外側は、ボリューム感のある植栽92によって囲まれている。

30

【0047】

リビングルーム74の北面にも、その壁長の約半分の範囲にわたる窓93が設けられている。北面の窓93は、柱によって2か所の開口面に分割され、各開口面に引違い式の窓サッシが取り付けられて、屋内外の出入りが可能になっている。

【0048】

北面の窓93の屋外側には、坪庭94が設けられている。この坪庭94は、階段室81の東壁面およびダイニングキッチン78の南壁面に囲まれて東向きに開放され、その上方には短い庇が設けられて、雨天時には濡れる屋外空間として構成されている。坪庭94の床面は、リビングルーム74の床面と同じ高さに揃えられている。

40

【0049】

このように構成されたリビングルーム74は、室内から屋外へと連続する開放感を、南北二方向に感じることのできる空間となっている。室内の床面および天井面と高さを揃えて、南側に大きく延設されたテラス87および北側に延設された坪庭94は、このリビングルーム74の短辺方向に、長辺方向にも勝る空間的な拡がり感を付与する。互いに対面して大きく開口した窓86、93からは、南北両側の外光が室内に取り込まれ、その窓の一部を開放することによって心地よい風が室内を横断的に通り抜ける。これにより、屋内

50

外の境目が曖昧で、特に水平方向の連続性、透明感、透過感を強く感じさせる雰囲気 indoors 全体に創出される。

【 0 0 5 0 】

(2 階)

この住宅 1 B の 2 階は、図 9 に示すように、階段ホール 1 0 1 およびその西側に連続する廊下ラウンジ 1 0 2 を中心にして、南側に配置された 2 つの個室 1 0 3、1 0 4、西側に配置された主寝室 1 0 5、北側に配置された洗面・洗濯室 1 0 6、浴室 1 0 7、トイレ 1 0 8、子供室 1 0 9 等によって構成されている。南側 2 つの個室 1 0 3、1 0 4、西側の主寝室 1 0 5 および北側の子供室 1 0 9 には、それぞれウォーク・イン・クローゼット 1 1 1、1 1 2、1 1 3 が併設されている。

10

【 0 0 5 1 】

南東側の個室 1 0 3 の南面および東面には、大きく開口する窓 1 1 4、1 1 5 と、その屋外側に連続するバルコニー 1 1 6 とが設けられている。南西側の個室の南面および西面には、それぞれの壁長の半分程度開口する窓 1 1 7、1 1 8 と、その屋外側に連続するバルコニー 1 1 9 とが設けられている。また、北東側に位置する洗面・洗濯室の東面にも、窓 1 2 1 と、その屋外側に連続するバルコニー 1 2 2 とが設けられている。

【 0 0 5 2 】

これら 2 階の各居室のうち、本発明の構成を具備するのは、南東側の個室 1 0 3 である。この個室 1 0 3 は、南北方向の壁長が東西方向の壁長よりも僅かに大きい略矩形の平面形状をなしている。そして、各面の壁長の略全体にわたって L 字形に連続するように、床面から天井面まで大きく開口する窓 1 1 4、1 1 5 が設けられている。両面の窓 1 1 4、1 1 5 は、柱によって全体で 4 か所の開口面に分割され、各開口面に引違い式の窓サッシが取り付けられて、屋内外の出入りが可能になっている。

20

【 0 0 5 3 】

これらの窓 1 1 4、1 1 5 を介して連続する半屋外空間としてのバルコニー 1 1 6 は、個室 1 0 3 の南面および東面から南側および東側にそれぞれ延設された平面視 L 字形の外部床 1 2 3 と、その上方に張り出す軒天井 1 2 4 とによって構成されている。外部床 1 2 3 の高さは個室 1 0 3 の床面と同じ高さに揃えられ、軒天井 1 2 4 の高さは個室 1 0 3 の天井面と同じ高さに揃えられている。外部床 1 2 3 の、南側および東側への張出寸法は、個室 1 0 3 の天井高の 0 . 8 倍以上となされ、例示の形態では、個室 1 0 3 の天井高が約 2 . 4 m、外部床 1 2 3 の張出寸法が約 2 . 0 m となっている。軒天井 1 2 4 も同様に、南側および東側への張出寸法が個室 1 0 3 の天井高の 0 . 6 倍以上となされ、例示の形態では約 1 . 5 m となっている。

30

【 0 0 5 4 】

このように構成された個室 1 0 3 は、室内から屋外へと連続する開放感を、南側および東側の二方向に感じることのできる空間となっている。室内の床面および天井面と高さを揃えて、東側と南側に大きく延設されたバルコニー 1 1 6 は、この個室 1 0 3 の対角方向に空間的な拡がり感を付与する。L 字形に連続して大きく開口した窓 1 1 4、1 1 5 からは、南側および東側の外光が室内に取り込まれ、その窓 1 1 4、1 1 5 の一部を開放することで心地よい風が室内を対角方向に通り抜ける。これにより、屋内外の境目が曖昧で、特に水平方向の連続性、透明感、透過感等を強く感じさせる雰囲気が室内全体に創出される。

40

【 0 0 5 5 】

前記複数例の実施形態について説明したように、本発明の構成を具備する居室を設けた住宅は、自然とのつながりを感じながら、ゆったりと流れる時間を味わえる、心地良い居住空間となる。軒の出を深くして夏の強い日差しを遮りつつ、室内にやさしい光と風を採り込むことのできる大開口の窓際は、古来より日本人に親しまれてきた縁側などの中間領域を現代風にアレンジしたものと解することもできる。その外側に大きく拡がる半屋外空間では、飲食しながらのんびりと団らんしたり、時間を忘れて読書をしたり、心行くまでペットと遊んだりして、多忙でストレスの多い日常生活の中に癒しや潤いを取り戻すこと

50

ができる。

【 0 0 5 6 】

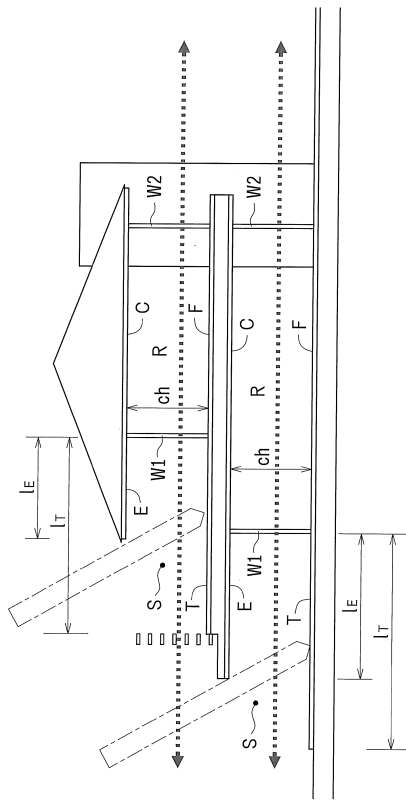
なお、本発明の技術的範囲は、例示した実施の形態によって限定的に解釈されるべきものではなく、特許請求の範囲の記載に基づいて概念的に解釈されるべきものである。本発明の実施に際しては、例示形態と実質的に同様の作用効果が得られる範囲において、居室および半屋外空間の形態や寸法等を多少、改変するなどしても差し支えない。

【符号の説明】

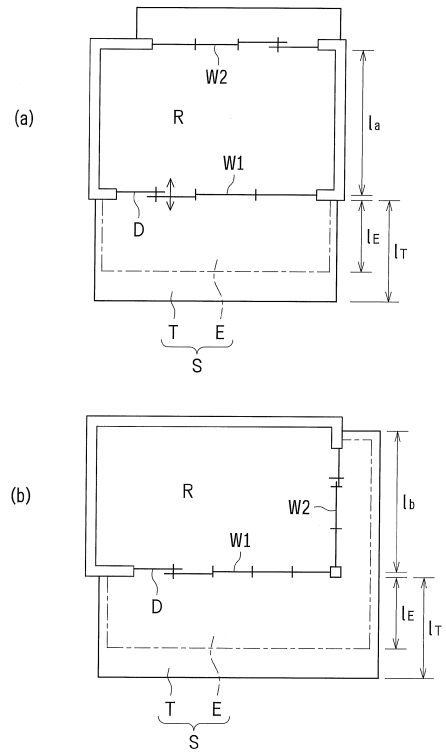
【 0 0 5 7 】

1 A、1 B	住宅	
3 7	リビングルーム（居室）	10
3 8	箱状構造体	
4 2、4 3	窓	
4 4、4 5	テラス（半屋外空間）	
4 6	外部床	
4 7	軒天井	
5 5	主寝室（居室）	
6 1、6 2	窓	
6 6	バルコニー（半屋外空間）	
6 7	外部床	
6 8	軒天井	20
6 9	腰壁	
7 4	リビングルーム（居室）	
8 6、9 3	窓	
8 7	テラス（半屋外空間）	
8 8	外部床	
8 9	軒天井	
9 3	窓	
1 0 3	個寝室（居室）	
1 1 4、1 1 5	窓	
1 1 6	バルコニー（半屋外空間）	30
1 2 3	外部床	
1 2 4	軒天井	
C	天井面	
E	軒天井	
F	床面	
R	居室	
S	半屋外空間	
T	外部床	
W 1	第 1 の窓	
W 2	第 2 の窓	40

【図 1】



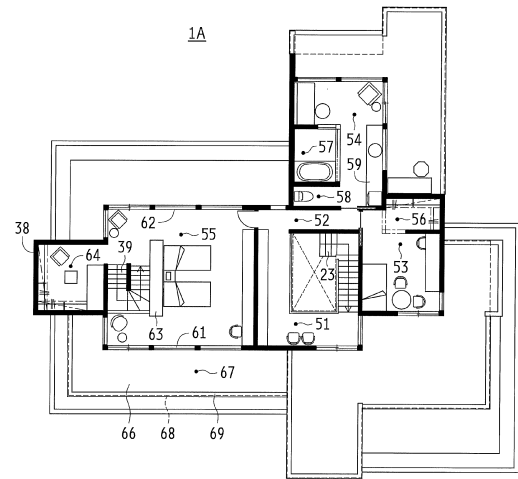
【図 2】



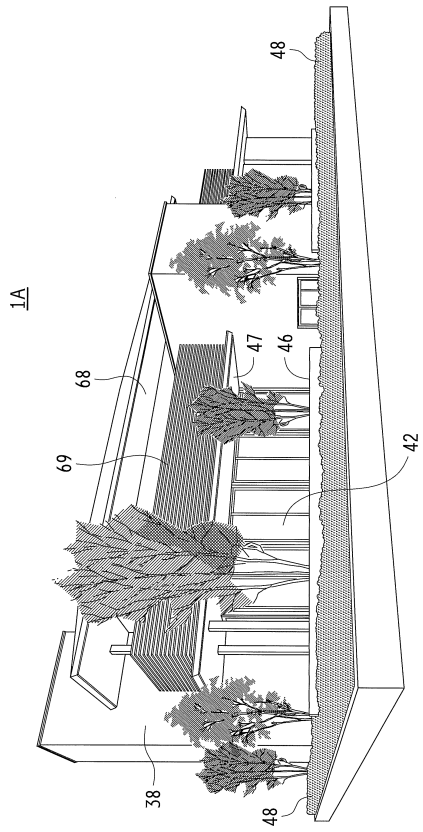
【図 3】



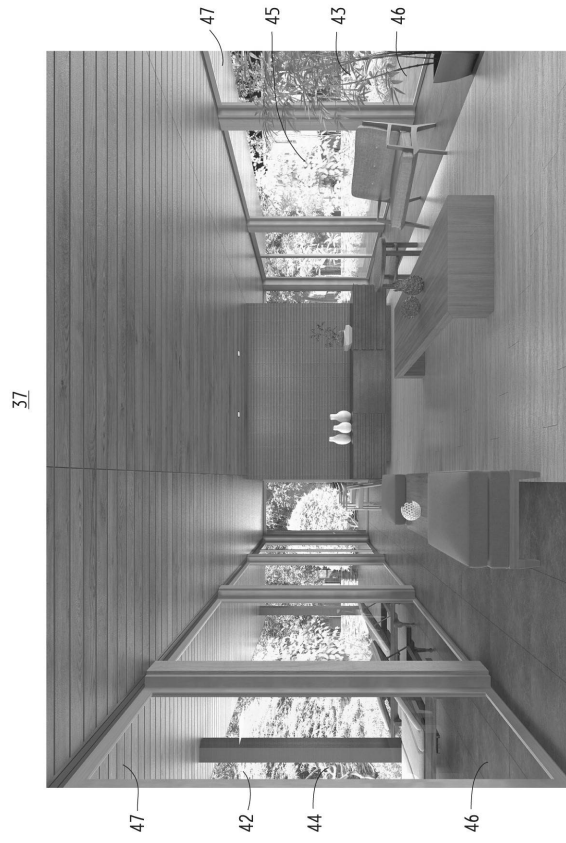
【図 4】



【 図 5 】



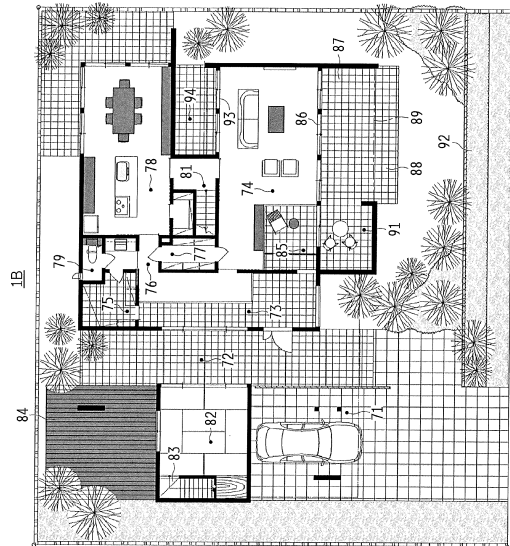
【 図 6 】



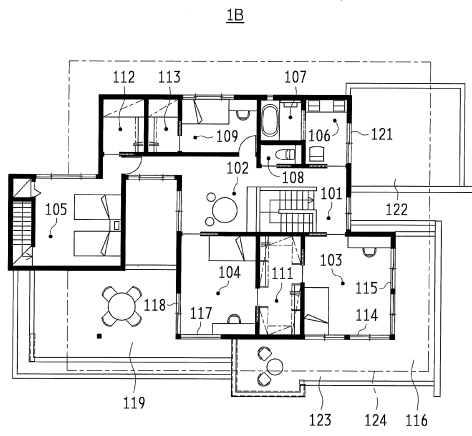
【 図 7 】



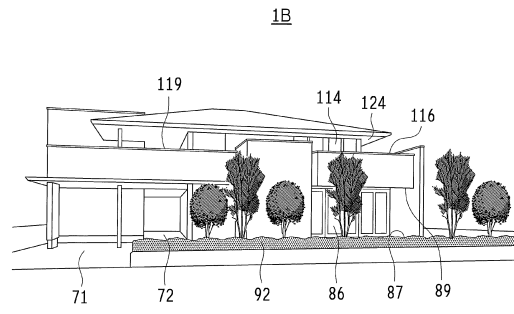
【 図 8 】



【図 9】



【図 10】



フロントページの続き

審査官 佐藤 美紗子

- (56)参考文献 特開2012-001891(JP,A)
特開2014-190028(JP,A)
特開2011-084904(JP,A)
特開2002-167985(JP,A)
特開2003-184322(JP,A)
特開2013-253475(JP,A)
neoplus610,黒崎敏/APOLLOによる横浜の住宅「DENT」,黒崎敏/APOLLOによる横浜の住宅「DENT」,日本,2012年10月20日
注文住宅Tei 海がみえる家,注文住宅Tei 海がみえる家,日本,SUVACO,2014年 7月 4日

- (58)調査した分野(Int.Cl.,DB名)
E04H 1/02